

学童クラブで支援員・補助員を募集しています

【問い合わせ】
教育委員会こども課(☎41-3149)

学童クラブでは、仕事などで日中保護者が家にいない小学生を対象に保育活動を行っています。

近年、共働きや核家族世帯が増え、学童クラブの利用者は年々増加。本市には、各小学校区に全部で18施設の学童クラブがありますが、多くの学童クラブで支援員・補助員が不足しています。

子どもたちが「ただいま」と言える放課後の居場所、学童クラブ。支援員・補助員のお仕事に興味のある人は、各学童クラブへご連絡ください。

学童クラブの支援員・補助員とは

- 放課後児童支援員**…保育士資格、社会福祉士資格、教員免許を有する人または学童クラブの従事経験が一定期間ある人など、放課後児童支援員の資格要件を満たす人
- 補助員**…保育を補助する人

資格要件についての詳細は、教育委員会こども課にお問い合わせください

■支援員・補助員募集中の市内学童クラブ一覧(10月1日時点)(問い合わせ時間 月～金曜日、午後1時30分～6時)						
学童クラブ名	住所	電話番号	募集業務形態	業務内容	人数	雇用開始時期
銀河学童クラブ	花城町	23-0852	常勤、パートタイム	保育	各1人	令和5年4月
わかば学童クラブ	若葉町	24-2070	常勤	保育	若干名	採用後すぐにでも
桜台学童クラブ	四日町	24-7042	常勤	保育・事務など	2人	採用後すぐにでも
花南わんぱく学童クラブ	諏訪町	29-5735	パートタイム	保育	1～2人	採用後すぐにでも
湯本学童クラブ	大畑	27-4507	パートタイム	保育・清掃など	若干名	令和5年1月
矢沢学童クラブ	高木	24-8080	パートタイム	保育補助	1～2人	12月中旬(＊)
笹間学童クラブ	中笹間	29-2999	パートタイム	保育・清掃など	若干名	12月中旬(＊)
石鳥谷学童クラブ	石鳥谷町好地	45-1178	常勤	保育・事務など	3人	採用後すぐにでも
東和学童クラブ	東和町安俵	42-4001	常勤、パートタイム	保育・事務など	若干名	12月(応相談)

＊…冬休み期間のみの雇用
※募集は終了または内容を変更している場合があります。給与など雇用条件の詳細は各学童クラブへお問い合わせください

障がい者を理由とする差別の解消に向けて

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共生する社会。この実現を目指し、国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を定めています。

「障害者差別解消法」が定めること

①**不当な差別的取り扱いの禁止**

障がいのある人に、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限または条件を付ける行為を禁止しています。

例えば…

- 車いすを利用していることを理由に入店を断る
- 障がいがあるという理由だけでイベントなどへの参加を拒む

②**合理的配慮の提供**

障がいのある人の利用を想定し、環境や支援体制を整備。さらに、要望があった場合、負担にない範囲で対応することを求めています。

例えば…

- 筆談、手話、点字などのコミュニケーションを使って説明する
- 車いすを利用している人が段差を越えるときに手伝う

本市の取り組み

市では、障害者差別解消法に基づき「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を定めています。

障がいのある人に対する職員の対応が適切になるよう職員研修などを実施。差別の解消や障がいの状況に応じた配慮の提供に努めています。

※市職員から差別的な扱いを受けた場合は、本館人事課または新館障がい福祉課へご相談ください

【問い合わせ・相談】
▷新館障がい福祉課(☎41-3580)
▷基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
将来のために考えよう 国民年金



11月は、年金制度の趣旨や仕組みを理解し、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」です。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金

公的年金制度の役割と種類

公的年金制度は▷老後を迎える人▷病気やけがで障がいが残った人▷生計を維持していた人に先立たれた人などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めていただくことで、年金を受け取れます。

国民年金の被保険者

国民年金の加入者を被保険者と言い、その種類は第1号～第3号に分かれます。

■**第1号被保険者**

自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)

国民年金の給付の種類

国民年金の給付の種類は次の三つです。

■**老齢基礎年金**

原則、65歳から生涯にわたり受け取ることができる年金です。

▷本年度の年金額(40年間保険料を納めた場合)…777,800円(満額)

■**障害基礎年金**

国民年金の被保険者や、日本在住の60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない人、20歳以前に病気やけがで障がいが残った人が、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。

▷本年度の年金額…1級障害972,250円、2級障害777,800円

保険料の納付を忘れずに

保険料を納めていないと年金を受け取れない場合があります。年金制度への加入と保険料の納付を確実に行いましょう。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアで納付書を添えて納める現金納付、口座振替、クレジットカード納付などがあります。

■**保険料の免除・納付猶予制度**

経済的な事情などで保険料を納めることが困難なときは、申請により納付が免除または猶予される制度があります。

＊保険料の免除制度などを活用した場合、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」制度を利用することで、免除制度などを活用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。詳しくは、花巻年金事務所(☎23-3351)へお問い合わせください

受給見込み額を確認し、未来の生活設計を考えていただく「年金の日」です。

この機会に自分や家族の将来のため、もう一度年金について考えてみましょう。

公的年金制度には、国民年金(基礎年金)と厚生年金保険があります。国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。厚生年金保険の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

■**第2号被保険者**

会社員や公務員などで厚生年金保険に加入している人

■**第3号被保険者**

第2号被保険者に扶養されている妻または夫

■**遺族基礎年金**

国民年金の被保険者や老齢基礎年金を受給している人などが亡くなったとき、残された家族のうち、子ども(＊)がいる配偶者または子どもが受給できる年金です。

▷本年度の年金額…死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者1,001,600円、子777,800円(子が2人以上の場合は、さらに加算があります)

＊子ども…18歳に達した後、最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で一定の障がいがある子ども

マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました

国民年金第1号被保険者の資格取得や種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】花巻年金事務所(☎23-3351)

【問い合わせ】
▷本館国保医療課(☎41-3585)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)▷花巻年金事務所での相談・手続きの予約(予約受付専用電話☎0570-05-4890)▷花巻年金事務所(☎23-3351)